

1 . 改正の概要

(1) 国による類型の指定

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)に定められた47河川・海域(複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域)について、類型指定を行っている。

(2) 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成21年3月環境省告示第15号)により、水域類型を指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を定めている。

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型(海域)の指定

中央環境審議会「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」(諮問 平成16年8月27日)により、公共用水域(河川、湖沼及び海域)毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型について、個々の水域に対して水域類型を指定している。当該環境基準の類型指定(海域)の指定については、これまで、国が類型指定を行う海域のうち2海域(東京湾、伊勢湾)について、中央環境審議会の答申に基づき、類型指定を行った。

今般、平成24年12月27日の中央環境審議会水環境部会(第30回)においてなされた答申(「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(第6次答申)」(中環審第702号))に基づき、大阪湾について類型指定を行うものである。

2 . 改正の内容

今般の改正の内容については、以下のとおり。

政令に基づく名称	水 域	該当 類型	達成 期間	指定日
和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾（全域。ただし、大阪湾（イ）、大阪湾（口）、大阪湾（ハ）及び大阪湾（ニ）に係る部分を除く。）	海域生物 A	直ちに 達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（イ）（別記 1 の水域）	海域生物 特 A	直ちに 達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（口）（別記 2 の水域）	海域生物 特 A	直ちに 達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（ハ）（別記 3 の水域）	海域生物 特 A	直ちに 達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（ニ）（別記 4 の水域）	海域生物特 A	直ちに 達成	平成 25 年 6 月 5 日

別記 1

明石市朝霧川河口左岸と同地点から南方 1290m の地点（北緯 34 度 37 分 57 秒、東経 135 度 0 分 36 秒）を結ぶ線、垂水漁港西防波堤先端と同港東防波堤（ ）先端を結ぶ線、塩屋漁港西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、須磨浦港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、須磨港西防波堤先端と同港南防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港東防波堤を結ぶ線、神戸市長田区駒ヶ林南町 1-5 地先の陸地の地点（北緯 34 度 38 分 36 秒、東経 135 度 8 分 35 秒）と同地点から南方 6050m の地点（北緯 34 度 35 分 23 秒、東経 135 度 9 分 20 秒）を結ぶ線、水深 30m の等深線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾(イ)）

別記 2

淡路島松帆崎と同地点から北方 180m の地点(北緯 34 度 36 分 31 秒、東経 135 度 0 分 22 秒)を結ぶ線、淡路市岩屋長浜北東端の防波堤(西)先端(北緯 34 度 35 分 52 秒、東経 135 度 0 分 44 秒)と岩屋港防波堤(東)先端を結ぶ線、同防波堤、同港防波堤(中)、同港防波堤(1)、岩屋漁港 2 号防波堤先端と同港防波堤(北)東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端と同港西防波堤東端を結ぶ線、同防波堤、同防

波堤西端と長谷川河口右岸を結ぶ線、浦港北防波堤東端(北緯 34 度 32 分 35 秒、東経 134 度 59 分 45 秒)と同港南防波堤先端を結ぶ線、仮屋漁港(森地区)南防波堤先端と同港東防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港北防波堤先端を結ぶ線、仮屋漁港(仮屋地区)南防波堤先端と同港東防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港中防波堤先端を結ぶ線、釜口漁港 1 号防波堤先端と同港 3 号防波堤先端を結ぶ線、淡路市佐野地先の陸地の地点(北緯 34 度 28 分 60 秒、東経 134 度 57 分 14 秒)と同地点から東方 690m の地点(北緯 34 度 28 分 56 秒、東経 134 度 57 分 40 秒)を結ぶ線、水深 30m の等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、交流の翼港浮棧橋(A)先端と同港防波堤(東)先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)(大阪湾(口))

別記 3

阪南港岸和田新東防波堤先端と同地点から北西 4070m の地点(北緯 34 度 31 分 20 秒、東経 135 度 20 分 56 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西 3830m の地点(北緯 34 度 30 分 20 秒、東経 135 度 18 分 45 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西 8510m の地点(北緯 34 度 26 分 13.3 秒、東経 135 度 16 分 16.6 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北西 3780m の地点(北緯 34 度 27 分 48.6 秒、東経 135 度 14 分 43.7 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西 6120m の地点(北緯 34 度 25 分 43.5 秒、東経 135 度 11 分 37.3 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東 2130m の地点(北緯 34 度 24 分 49.9 秒、東経 135 度 12 分 29.7 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東 970m の地点(北緯 34 度 25 分 9.7 秒、東経 135 度 12 分 59.3 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東 3640m の地点(北緯 34 度 23 分 38 秒、東経 135 度 14 分 29 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西 3660m の地点(北緯 34 度 23 分 8 秒、東経 135 度 12 分 10 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北西 9450m の地点(北緯 34 度 25 分 9 秒、東経 135 度 6 分 29 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南方 1400m の地点(北緯 34 度 17 分 50 秒、東経 135 度 4 分 4 秒)を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から西方 560m の地点(北緯 34 度 17 分 51 秒、東経 135 度 3 分 42 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西 4900m の地点(北緯 34 度 15 分 56 秒、東経 135 度 1 分 30 秒)を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と和歌山市田倉崎を結ぶ線、岸和田市新港町西端地先の陸地の地点(北緯 34 度 28 分 52 秒、東経 135 度 22 分 18 秒)と岸和田市臨海町北端地先の陸地の地点(北緯 34 度 28 分 50 秒、東経 135 度 21 分 58 秒)を結ぶ線、阪南港(岸和田地区)岸和田旧港岸和田水門、阪南マリーナ北防波堤先端(北緯 34 度 28 分 06 秒、東経 135 度 21 分 54 秒)と阪南 1 区(地蔵浜地区)東防波堤先端(北緯 34 度 28 分 12 秒、東経 135 度 21 分 53 秒)を結ぶ線、阪南港(貝塚地区)阪南 3 区防波堤先端と同港阪南 1 区防波堤先端を結ぶ線、二色港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、佐野漁港(食品コンビナート地区)泉佐野市住吉町 2 番地北端地先の陸地の地点(北緯 34 度 25 分 51 秒、東経 135 度 19 分 6 秒)と泉佐野市住吉町 25 番地西端地先の陸地の地点(北緯 34 度 25 分 59 秒、東経 135 度 19 分 17 秒)を結ぶ線、佐野漁港東防波堤先端と同港沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と泉佐野港泉佐野 A 防波堤先端を結ぶ線、田尻漁港導流堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、岡田漁港 S-10 防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、樽井漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、尾崎港沖防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、西鳥取漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、下荘漁港北防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、淡輪港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、淡輪漁港西護岸先の沖防波堤先端と同港北防波堤先の沖防波堤先端を結ぶ線、深日漁港北防波堤先端と同港南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同港船揚場先の防波堤先端を結ぶ線、深日港(深日地区)西防波堤先端と同

港東防波堤先端を結ぶ線、深日港（多奈川地区（谷川港））東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、深日港（多奈川地区（西））東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、小島漁港 D 防波堤先端と同港 C 防波堤先端を結ぶ線、大川港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、加太港第 1 防波堤先端と同港防波堤（C）先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、泉州港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（大阪湾（八））

別記 4

洲本市小路谷地先の陸地の地点（北緯 34 度 20 分 15 秒、東経 134 度 54 分 52 秒）と同地点から東方 220 m の地点（北緯 34 度 20 分 16 秒、東経 134 度 55 分 0 秒）を結ぶ線、古茂江港外防波堤（1）先端と洲本市小路谷地先浮棧橋先端（北緯 34 度 20 分 3 秒、東経 134 度 54 分 50 秒）を結ぶ線、由良港（洲本市由良四丁目）外港防波堤（東）先端と同港外港防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港外港防波堤（北）先端を結ぶ線、淡路島生石鼻と同地点から東方 580m の地点（北緯 34 度 16 分 5 秒、東経 134 度 57 分 35 秒）を結ぶ線、水深 30m の等深線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾（二））

< 参考 1 >

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表2（抜粋）

2 海域

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
海域生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg / l以下	0.01mg/L 以下
海域生物 特A	生物 A の水域のうち、水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な 水域	0.01mg/l以下	0.0007mg / l以下	0.006mg/L 以下